

2025年度前期授業料免除等申請における 日本学術振興会特別研究員の取り扱いについて

○2025年度に学振の身分がある博士課程学生（内定者を除く）について

2024年度より『京都大学における優秀な博士課程学生に対する支援事業に係る授業料免除に関する特例を定める規程』により、独立行政法人日本学術振興会による特別研究員の博士課程学生全員に対し、授業料の全額免除の措置を講ずることとなっております。

この措置について、**授業料免除の申請手続きは不要です。**

但し、当該事業の身分取消（申請資格喪失・辞退等）が発生した場合は、身分取消となった月以降の授業料は免除措置の対象とはなりません。京都大学独自の授業料免除（経済的理由等による授業料免除）を申請していない学生は、身分取消が発生した時点で振込依頼書により授業料を納付していただく必要があります。

※2025年度前期中に学振の身分の辞退を予定している学生について

学振の身分を辞退すると、身分取消となった月以降の授業料が発生します。

よって、**辞退後も引き続き授業料免除を希望する場合は、2025年度前期の京都大学独自の授業料免除を申請してください。**また、必ず学籍番号・氏名・辞退予定月を明記して、**学生課奨学掛（840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）**まで、メールにてご連絡ください。

辞退し、当該事業の身分取消となった月以降の授業料に関しては、授業料免除の審査結果に応じて免除します。

○2025年度前期入学者の内、入学料免除・入学料徴収猶予を希望する学生について

学振採択者の全額免除措置は、授業料についてのみ対象です。よって、**2025年度前期入学者の内、入学料免除・入学料徴収猶予を希望する場合は、入学料免除・入学料徴収猶予の申請を行ってください。**

【提出・問い合わせ先】

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

〒606-8501 京都市左京区吉田本町

吉田キャンパス本部構内 総合研究10号館1階

TEL:075-753-2532 MAIL:840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp